

船橋市スクールカウンセラー設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、船橋市立小学校及び高等学校における教育相談体制の充実及び強化を図るため、スクールカウンセラーの設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 船橋市立小学校及び高等学校にスクールカウンセラーを置く。

(身分)

第3条 スクールカウンセラーは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。

(区分及び資格)

第4条 スクールカウンセラーは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるいずれかに該当する者とする。

(1) 公認心理師等

- ア 公認心理師の資格を有する者
- イ 財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定した臨床心理士の資格を有する者
- ウ 精神科医
- エ 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る）又は助教の職にある者又はあった者

(2) 公認心理師等に準ずる者

- ア 大学院研究科において、心理学を専攻する博士課程前期又は修士課程を修了後1年以上の心理臨床経験を有する者
- イ 大学院研究科において、心理学隣接諸学科を専攻する博士課程前期又は修士課程を修了後2年以上の心理臨床経験を有する者
- ウ 4年制大学において、心理学又は心理学隣接諸学科を卒業後5年以上の心理臨床経験を有する者
- エ 医師免許取得者で取得後1年以上の心理臨床経験を有する者
- オ 財団法人臨床心理士資格認定協会以外の団体が認定する心理療法士の資格を有する者等で教育委員会が適切と認める者

(職務)

第5条 スクールカウンセラーは、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 児童生徒へのカウンセリング
- (2) 教職員及び保護者へのカウンセリング
- (3) 児童生徒へのカウンセリング等に関する情報収集及び提供
- (4) 学校における相談体制の充実に資するための業務

(5) 教育委員会が行う連絡会議への参加

(6) 前各号に掲げるもののほか、児童生徒へのカウンセリング及び学校教育相談に関し、必要と認められる活動

(登録)

第6条 スクールカウンセラーとして任用を希望する者は、別に定める手続により、教育委員会に申請するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により申請した者の中から、適当と認めるものをスクールカウンセラー候補者として登録する。

(任用)

第7条 教育委員会は、スクールカウンセラーを前条第2項に規定する候補者の中から選考により任用し、発令通知書を交付する。

(任期)

第8条 任用期間は一会計年度を超えない範囲で教育委員会が定める期間とする。

2 教育委員会は前項に規定する期間を終了したスクールカウンセラーを、選考により再度任用することができる。

(報酬)

第9条 スクールカウンセラーの報酬は、教育委員会が別に定める。

(健康診断)

第10条 スクールカウンセラーに登録された者は任用に際し、事前に健康診断書若しくはこれに準ずる証明書又はその写しを、指定された期日までに教育委員会に提出しなければならない。

(服務)

第11条 スクールカウンセラーは職務の遂行に当たり、その職の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

(守秘義務)

第12条 スクールカウンセラーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(退職)

第13条 スクールカウンセラーは、任用期間の満了又は退職の承認により退職するものとする。

2 スクールカウンセラーは、自己の都合により任用期間中に退職しようとするときは、

退職願を教育委員会に提出しなければならない。

(免職)

第 14 条 教育委員会は、スクールカウンセラーが次の各号のいずれかに該当するときは、その意に反して免職することができる。

- (1) 勤務成績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障を生じ、又はこれに耐えられない場合
- (3) 会計年度任用職員の職に必要な適格性を欠く場合又はふさわしくない非行があった場合
- (4) 任用に至った事由が消滅した場合

(活動場所)

第 15 条 スクールカウンセラーの活動場所は、教育委員会が定める。

(給与、勤務時間、休暇等)

第 16 条 スクールカウンセラーの活動日数は、1 校当たり年 4 3 日とし、活動時間は 1 日 6 時間とし、校長が定める。その他、スクールカウンセラーの給与、勤務時間、休暇等に関しては、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び会計年度任用職員の給与等に関する規則の適用を受ける職員の例による。

(補足)

第 17 条 スクールカウンセラーに関する事務手続は、指導課で取扱うものとする。

- 2 スクールカウンセラーの連絡会議は、総合教育センターが取扱うものとする。
- 3 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。